

人権尊重に関する基本的な考え方

上組グループは人権を尊重することが企業として果たすべき社会的責任であることを認識し、その責務を果たす意思を明確に示すため「上組グループ人権方針（以下、本方針）」を策定しています。当社グループでは本方針のもと、事業活動を通じて関わる全てのステークホルダーの人権を尊重し、企業の社会的責任を果たしつつ、豊かな社会の実現に貢献して参ります。

上組グループ人権方針

1. 本方針の位置づけ

本方針は、人権尊重の取り組みについての決意を示すものであり、取締役会での承認を得て決定したものです。本方針は、当社グループの人権尊重への取り組みに関する方針・規程類の最上位に位置付けられます。

2. 適用範囲

本方針は、当社グループのすべての役員・従業員に適用します。またビジネスパートナーに対しても、本方針をご理解いただけるよう努め、ともに人権を尊重してまいります。

3. 尊重する人権

当社グループは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される人権に関する法令等の遵守に努めるとともに、全ての人々の基本的人権について規定した「国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約）」や、労働における基本的権利を規定した「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」などの国際規範を支持・尊重します。また国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、人権を尊重した事業活動を行います。

当社グループは、事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重する責任を果たしてまいります。

- (1) 人種、国籍、性別、年齢、宗教、身体的条件、社会的身分、性的指向等その他不当な理由による差別を許容しません
- (2) 強制労働・児童労働等一切の不当な労働慣行を許容しません
- (3) パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどハラスメント行為を許容しません
- (4) 適正な労働時間の管理を行います

(5) 安全及び衛生的な労働環境を提供します

4. 人権尊重に関連した法令や規範の遵守

当社グループは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される人権に関する法令等を遵守します。また、国際的に認められた人権の原則とそれぞれの国や地域で適用される人権に関する法令等が相反する場合は、【3.尊重する人権】記載の国際的な人権の原則を尊重する方法を追求します。

5. 人権デュー・ディリジェンス

当社グループは、人権尊重の責任を果たすため、事業活動について人権デュー・ディリジェンスを実施します。その仕組みの構築と継続的な運用を通じて、人権への負の影響の特定および適切な防止・軽減に努めます。

6. 是正・救済

当社グループは、事業活動において、人権への負の影響を直接的または間接的に引き起こし、助長したりしたことを把握した場合、企業倫理ヘルプラインや相談窓口等の適切な手段を通じてその是正・救済を実施もしくは協力します。

7. ステークホルダーとの対話・協議

当社グループは、事業活動に伴う人権への負の影響への対応について、ステークホルダーや専門家との対話や協議を通じて、責任ある対応に努めます。

8. 教育・研修

当社グループは、本方針が理解され、事業活動に定着するよう、必要な教育や研修を実施します。

9. 情報開示

当社グループは、人権尊重への取り組みについて、ウェブサイトや報告書等で、適時・適切に情報を開示します。

2023年10月10日

株式会社 上組

代表取締役社長

深井 義博